

トゥーゲントハットの倫理学について

藤 谷 秀

Über Tugendhats Ethik

FUJITANI Shu

Schlüsselwörter : Tugendhat (トゥーゲントハット), Relativismus (相対主義), Perspektive der Person (人称的パースペクティブ)

はじめに

ユダヤ人移民出身の哲学者エルンスト・トゥーゲントハット (1930～) は、戦後ドイツの哲学界で活動し、ハイデガー哲学・解釈学・批判理論などに対して批判的な距離を取りながら、言語分析哲学をふまえて独自の立場を築いてきた。他方で、教育問題・平和運動や核兵器の問題・難民をめぐる問題・ドイツにおけるユダヤ人の問題やイスラエルの問題など、重要な政治的問題について活発な言論活動を行ってきた。特に80年代以降は倫理学的諸問題についての論考を盛んに発表し、現代社会の倫理について考えるうえで刺激的な問題提起を行っている。なお、統一後間もない1992年、ドイツにやって来たのは「かなり問題のある歩みだった」という言葉を残して、彼はドイツを去った。

トゥーゲントハットの見るところ、現代倫理学は総じて次のような誤謬に陥っている。第一に、モラルの理由づけ Begründung をめぐって、端的で絶対的な理由づけかさもなくばいかなる理由づけもあり得ないという二者択一的想定。第二に、モラルや善を直接哲学的に取り扱い得るという想定である。これに対して、モラルの動機づけという次元と理由づけという次元の区別、理由づけの相対性 (競合するいくつかのモラルにおいてより納得のいくものという形での理由づけ) を主張している。そしてこの意味で彼は、カント倫理学の

実質的なモラル・コンセプトである“普遍的尊敬”のモラルを最も説得的なものと考えている。

ここでは、こうした立場から展開されたトゥーゲントハットの倫理学について、倫理やモラルをめぐるその基礎的・哲学的分析に焦点を当て、彼の問題提起と論点をフォローしながら若干のコメントを加えたい。

1. トゥーゲントハット倫理学の特徴

倫理学とは、トゥーゲントハットの言葉を借りるなら、「モラルについての哲学的反省」である。そうすると、「モラルとは何か」ということが最も基本的な倫理学的問題となる。しかし、この問い自体は両義的である。一方でこの問いは、価値中立的に“モラル”の形式的意味や機能を分析することを目指すものとして理解される。他方、何らかの実質的なモラルの提案を目指す問いとしても理解される。半世紀にわたって隆盛を極めたメタ倫理学は、この違いに細心の注意を払うことを要求し (自然主義的誤謬の排除)、哲学的反省としての倫理学は前者の意味でのみ成り立ち得ると主張してきた。しかし、このメタ倫理学の謙虚さ (ないし禁欲主義) によって現実の倫理的問題 (例えば生命倫理や環境倫理の問題) に対する哲学の無力さがさらけ出されるようになると、その立脚点が批判的吟味の対象となる。そこで基本的な論点となってきたのは、モラルの妥当性の問題、特にその理由づけの問題である。トゥーゲントハットの

倫理的立場も、このコンテキストの中で立てられている。ここでは、その特徴的議論をフォローする。

(1) モラルの理由づけをめぐる一相対主義と反相対主義の間

トゥーゲントハットは、理由づけの不可能性を、従って客観的ないし相互主観的妥当性の否定を主張する相対主義と、理由づけの可能性を主張する反相対主義との単純な対立を退ける。その際トゥーゲントハットは、モラルをめぐる論議について、次の二種類を区別しなければならないと言う。一つは非モラリスト対モラリストの論議であり、もう一つは異なったモラル・コンセプトを主張する者の間での論議である。

前者において、モラリストによるモラルのどのような理由づけも、「その通りかもしれないが、それが私に何の関係があるのか。」という非モラリストの言葉の前では無力なものとなる。ここでは理由づけが効かない。モラリストがなし得ることは、モラリストであることと非モラリストであることとの違いを示すことだけである一例えば、非難・賞賛・罪悪感・満足感といった道徳的感情の有無、他者との相互関係の質的差異など。しかし例えば、ある時には罪悪感を抱かねばならないということ、理由を挙げて示すことはできない。これは既にプラトンが提起していた問題であり、その後のヨーロッパの倫理学に絶えずつきまとっていた問題であった。トゥーゲントハットの立場は、「一般に人はなぜ道徳的でなければならないのか」ということの絶対的理由づけは不可能であるというものである—モラルのアプリオリな理由づけが可能であると考えたカントや現代のディスクルス倫理学は、この点を正しく見ていないのである。そして、ここで真に問題になっているのは理由 Grund=理性ではなく意志であるとトゥーゲントハットは考える。すなわち、問われているのは「誰でありたいか (Wollen)」というアイデンティティーをめぐる問題、従ってまた道徳的であることの動機 Motiv の問題なのである。ここで彼は、この動機への問いを、「一般に自らを道徳的に理解したいか?」「自らをこの(例えばこのカント的)コンセプトにもとづいて理解したいか?」「道徳的に行為したいか?」という三つの問いに区分し

ている。

これに対して、後者の場面、異なったモラル・コンセプトの間での論議は、道徳的であることを選び取った者の間での論議であるために、前者とは異なった性格をもつ。ここで問われるのは、「なぜそのコンセプトではなくこのコンセプトなのか」という理由づけである。しかし、その理由づけも絶対的なものではあり得ず、相対的(比較的)なものにとどまると、トゥーゲントハットは考える。彼の見るところ、モラルの理由づけを絶対的なものと考えたい欲求は、「～せねばならぬ」が超越的な所与として現れる宗教的モラルの残滓、あるいは両親の権威が同様なものとして現れる幼児的道徳意識の残滓に過ぎない。それ故、カント倫理学についても、定言命法に示された実質的なモラル・コンセプト(人間性に対する普遍的尊敬)と、理性によるその絶対的理由づけという二つの要素を切断した上で、前者こそカント倫理学の積極的要素として評価しなければならない—ディスクルス倫理学についても同様である。こうしてトゥーゲントハットは、伝統的宗教的モラルや、近代倫理学の中で登場してきた様々なモラル・コンセプト(契約論・功利主義・カント主義・ショーペンハウアーの同情倫理・ヘーゲル主義等)を検討しながら、カント主義を最も説得的なコンセプトとして現代に生かそうと試みている。

(2) モラルの意味をめぐる

トゥーゲントハットに従えば、モラルの理由づけは相対的・比較的なものにとどまる。だが相対的とは言え、諸コンセプトの理由づけを比較する基盤となるものは何かという問題が当然生じる。上述のように、理由づけは、道徳的であることをアイデンティティーとしてもつ者の間でのみ効力をもっていた。そこで、コンセプトは異なっているとしてもモラルの意味について何らかの共通の理解があるとすれば、それはそれぞれのコンセプトの理由づけやその比較・吟味にあたって基盤としての役割を果たすことができるはずである。そこでトゥーゲントハットが真っ先に取り組むのは、モラルの意味分析であり、しかも特定のモラル・コンセプトにだけ妥当するような分析ではなく、様々なモラル・コンセプトを包括することのできるような分析である。ただし、道徳的言語の意味

分析から特定の実質的なモラル・コンセプトが導出されるわけでは決してない。そうであれば、モラルの絶対的理由づけが可能ということになるであろう。先に指摘したように、トゥーゲントハットにとってこれはばかげた想念でしかない。意味分析は、理由づけとの関係においてはあくまで基盤（この言い方が強すぎるなら手引）以上のものではない。さて、この分析によって彼が強調するのは、次の諸点である。道徳判断を表す言語使用（例えば道徳的意味での“善い・悪い”や“すべき・すべきでない”）は文法的に絶対的な用法という性格（カント的に言えば定言的性格）をもつこと、そこには自己自身に対する義務づけと普遍妥当性（相互主観的妥当性）の要求が含まれていること、とは言えそのような道徳的言語の直接理解されるべき意味が存在しているわけではなく、むしろ付加語的な用法（例えば“よい人間”）においてはじめてその意味が理解されることである。そして、この最後の点がトゥーゲントハット倫理学の際立った特徴である。

(3) 人間としての善さ、あるいは徳の問題

道徳的言語（とりわけ“善い”という語）については、付加語的な用法においてはじめてその意味が明らかになるとトゥーゲントハットは言う。その上で、例えば道徳的な意味での“善い”という語は、第一次的には行為ではなく人物に関係づけられると考えている。つまり、「人間として善い」とか「社会的ないし協同のパートナーとして善い」という用法が、“善い”という語の最も基本的な用法なのである。そしてこれは、倫理学の基礎にはアイデンティティーの選択という問題があるという前述の議論、すなわちどのようなモラルが善いのかという問いの基礎には「誰でありたいか」という問いがあるという議論と関連している。さらに、「人間として善い」ということが「行為の善さ」には還元できないことをトゥーゲントハットは強調する。行為の善悪はルールとの関係で問題にされるけれども、人物（さらにはその態度や特性）の善さは一定の行為ルールによって規定されるわけではないのである。

ところでこのようなとらえ方は、倫理学における徳論の重要性を強調したものとも見ることができる。ヨーロッパの伝統的な倫理学を善論・義務論・

徳論に区分する場合があるが、古代・中世（・近代初頭）において徳論はモラルをめぐる論議の前景に位置していた。しかし、近代以降の倫理学的論議においては、義務や規範の問題が中心的となり、徳論は後景に退いてきた。トゥーゲントハットの議論は、徳論の言わば復権を目指すものとなっている。そしてその際、「人間としての善さ」は社会性の問題としてとらえられる。個人はその社会化の過程で様々な特性や能力を身につけていくが、社会的・協同的な存在であることができるということが普遍的に要求される特性である。それは、個々の特殊な技術的能力や特性とは異なったものであり、社会化にとっては中心的な位置を占めるものだとしてトゥーゲントハットは言う。ここから見て、人間性への尊敬の相互的要求というカント的モラルが不可欠のものとされるのである。ただし、義務論的性格の強いカント的倫理は、公平な共感的観察者であることを要求したスミスの徳論によって補完される必要があると、トゥーゲントハットは主張している。

(4) モラルを論じる視点—人称的パースペクティブの問題

最後に、モラルをどういうパースペクティブから論じるのかという、彼の議論全体にかかわる問題を取り上げたい。トゥーゲントハットはこの問題を重視し、次のようなパースペクティブの区別を強調する。一人称及び二人称のパースペクティブと、三人称のパースペクティブの区別である。それぞれ内在的視点と外在的視点とも呼んでいる。この区別が重視される理由は、それが相対主義の問題と密接に関係しているからである。三人称的パースペクティブからの語り方は「彼（女）は～を正しいと見なしている」という形を取る。客観的事実の言明に終始するこのパースペクティブでは、彼（女）がある事を正しいと思ったことの原因をそれ自体事実関係として論じることはあっても、賛否を決する理由は問題にならない。ここから帰結するのは、Xはある事を正しいと見なし、Yはその同じ事を正しくないと見なすということはいずれも認める一種の相対主義である。ここで、理由を検討して賛否という態度決定を行うことが断念されているからである。それを行うことは、論議の当事者となることであり、パース

ペクティブの転換を意味する。一人称及び二人称のパースペクティブへの転換である。その語り方は端的に「～は正しい」という形を取り、その判断の主体と判断内容との関係ではなく、判断内容そのものが問題となり、それを正しいものとする理由が論議の対象となる。我々の生活世界が、このパースペクティブから道徳的に判断し行為することによって織り成されていることを、トゥーゲントハットは強調する。彼の倫理学は、この一人称・二人称のパースペクティブに定位している。ここまで見てきたいくつかの問題、理由づけの限界・道徳判断の含意する自己拘束性と普遍妥当性要求・社会性としての徳への要求などは、このパースペクティブによってはじめて問題として登場するのであり、単なる三人称のパースペクティブの中ではほとんど意味を失ってしまうのである。

2. コメント

ここでは、1で通覧したトゥーゲントハット倫理学の特徴的議論について、そこで出されたいくつかの論点に即しながら私見を述べたい。

モラルの絶対的な理由づけか、さもなくばいかなる理由づけもあり得ないという二者択一的発想は誤りであるというトゥーゲントハットの指摘は、示唆に富む指摘である。プロタゴラス以来の相対主義をめぐる哲学的議論は、まずは認識論の場面で展開されてきた。認識論的相対主義が論理的に維持しがたいことは、少なくとも認識論の枠内において明らかであると思われる。しかし、モラルや倫理が関係する実践の場面についても事情は同じであると簡単に断定することはできない。その場合問題になっているのは、認識論的な真理ではなくて、実践的な正しさだからである。真理が是非とも満たさねばならない要件と、実践的正しさが満たさねばならない要件とが、異なっているということがあるのである。トゥーゲントハット自身は、この点について未だ十分掘り下げているとは言えないが、モラルの問題については人称的パースペクティブが本質的に重要な役割を演じるという彼の指摘は、実践的正しさが認識論的真理とは異質なものであるということを示唆したものと見えよう。というのも、認識論的真理においては、生活世界においては自明な人称的パー

スペクティブを超越することを本質的な要件としているからである。

実際、はじめに言及した現代倫理学の相対主義をめぐる議論においても、この人称的パースペクティブの問題が考慮されることはほとんどなかった。例えば、専ら三人称的観点に立つ者には、一人称的道德意識は単なる主観的幻想に過ぎないものとされ、逆に一人称的観点を絶対化する者には、三人称的観点からのモラルの解釈は無責任な言説にしかすぎないとされる。いずれの場合にも、その人称的パースペクティブの差異とその根拠が十分反省されてはいない。トゥーゲントハットの言うように、相対主義の問題がこの人称的パースペクティブの問題に裏打ちされているとするなら、それは単に理論的な問題にとどまらず、すぐれて生活世界的・実践的な問題として立ち現れてくる。というのも、人称性は何と言っても我々の日常的な言語ゲームの形を、従って我々の実践的な生活世界の形を強く規定しているからである。こうして、トゥーゲントハットの問題提起は、新たな問題領域を開くものと言えよう。

しかし同時に、以上の点をふまえるなら、トゥーゲントハットの議論が抱えている問題点もまた浮かび上がってくる。彼の議論は、一人称的観点からの道徳判断に依拠しながら、つまり行為当事者の立場に即しながら展開されていた。そこで示されたのは、道徳的であることをアイデンティティーの中に受け入れた者が道徳的判断を下す時、そこには自己への義務づけとともに相互主観的妥当性要求が含意されていること、従って異なるモラル・コンセプトの間での理由にもとづく正当化が中心の問題となるということであった。だが、一人称的行為当事者の観点において、あるいはこう言い換えてもよいと思うのだが、生活世界の中で実践的に重要となる道徳的問題状況において、果たして問題はこのように立てられるのであろうか。

第一に、一人称的観点から道徳的判断を下す場合、相互主観的妥当性を常に含意していると言えるのだろうか。トゥーゲントハットは、ヘーゲルの普遍化可能原理に依拠しながら、それを当然視している。果たしてそうだろうか。ある行為が正しい（あるいは正しくない）と端的に絶対的に判断しながら、その判断は必ずしも相互主観的妥当性

を要求するものではなく、他人が異なった判断を下したとしてもそれを否定するものではないと考える場合があるのではないだろうか。強い普遍主義の立場を取る者の目には、これは全くの相対主義に映るであろう。しかしそれが、何であれ本人が正しいと思ったものが正しいのだという相対主義とは異なっていることも明らかではないだろうか。

このような可能性をここで挙げたのは、第二に、生活世界において重要な道徳的問題状況とは、どのような状況なのかという問題があるからである。トゥーゲントハットは、対立し合うモラル・コンセプトの間での正当化という状況を当然のように中心にしているが、果たしてそうであろうか。モラル・コンセプト一般の正当化を問題とするのは、理論的関心が主導的となっているのではないだろうか。むしろ、一定のモラル・コンセプトを前提とした上で、そこに含まれる諸モラルが葛藤を起こすという状況こそ、実践の場面で重要となる道徳的状況ではないだろうか。そして、そのような状況で下される判断が、先に述べた意味で相互主観的妥当性を含意していないということもあり得るのである。

以上の点とも関連して最後に、政治と道徳という問題について触れておきたい。トゥーゲントハットの倫理学は、政治的レベルの問題を含みこんだ形で展開されているように思われる。かつてトゥーゲントハットは、理想的発話状況というアブリオリな規制的条件の下での合意に実践的正しさの源泉を見いだすハーバーマスに対して、それは政治的レベルの問題であって道徳的レベルは異なるという趣旨の批判をしていた。同じことが、

トゥーゲントハットの倫理学に対しても言えるのではないか。彼は、道徳判断が相互主観的妥当性を含意するということを当然視し、従ってモラルを法や慣習と並ぶ社会規範と同列視しているが、そうだとするならば、立法というすぐれて政治的な行為と同様、社会的合意という契機を本質的に含まざるを得ないであろう。しかし、上に指摘したように、そのような含意なしに道徳的に判断するということもあり得る。思うに、トゥーゲントハットの言う「道徳判断の文法的に絶対的な意味」の絶対性には、既に触れてはいたことだが、二つの意味が込められている。一つは自己拘束の絶対性という意味であり、もう一つは他者拘束の（つまり相互主観的妥当性の）要求という意味である。しかし、この二つの意味が相互に必然的に含意し合うということは、それほど自明なことではない。前者はモラルにとって本質的な要求であるし、後者は政治にとって本質的な要求であるということとは言えそうなのだが。

参照したトゥーゲントハットのテキスト

- Tugendhat, Ernst, Vorlesungen über Ethik, Frankfurt 1993
 _____, Probleme der Ethik, Stuttgart 1984
 _____, Philosophische Aufsätze, Frankfurt 1992
 _____, Ethik und Politik, Frankfurt 1992
 _____, Selbstbewußtsein und Selbstbestimmung, Frankfurt 1979

(1995年12月5日受理)